

特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会

会 員 規 則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会（以下、「研究会」という。）定款第6条に規定する会員について、必要な事項を定める。

(会員)

第2条 研究会の目的に賛同して入会し、研究会の活動を支援する者を会員とする。会員は、以下に示す4種とする。

- (1) 正会員 研究会の目的に賛同して入会し、研究会の事業活動の推進者として、総会への参加、研究会が行う分科会等への参加につとめる法人・団体及び個人。
- (2) 特別会員 研究会の目的に賛同して入会し、研究会に対して他の会員では提供できない特殊な貢献が期待される法人・団体及び個人。
- (3) 一般会員 研究会の目的に賛同して入会し、研究会の事業を円滑に実施するために、研究会が行う事業を優先的に利用する法人・団体及び個人。
- (4) 賛助会員 研究会の目的に賛同し、研究会の事業を主に財政面で支援することを目的として入会する法人・団体及び個人。

(入会)

第3条 正会員、一般会員、賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込み、年会費を納入しなければならない。

2. 特別会員の入会は理事長が推薦し理事会がこれを承認しなければならない。年会費はこの納入を必要としない。

(入会の不承認)

第4条 第4条 入会申込みを行った者が、定款第7条によるほか、以下のいずれかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しない場合がある。

- (1) 過去に本規則違反等で除名処分を受けたことがある場合
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は重大な記入漏れがある場合。
- (3) 反社会勢力の団体、構成員、関係者である場合。

(遵守義務)

第5条 会員は研究会の目的を遵守し、研究会の活動を支援しなければならない。

2. 会員は、研究会の会員としての立場を利用して、宗教、政治活動等を行ってはならない。
3. 住所、氏名（法人・団体の名称）等の登録内容に変更が生じた場合は、ただちに研究会事務局へ届け出なければならない。

(法人会員)

第6条 第6条 第2条に定める会員で、法人又は団体である者については、会員としてその法人及び団体を代表する者を事務局に登録しなければならない。

2. 登録された者（以下、「法人代表会員」という。）はその法人及び団体を代表し、会員としての権利を行使する。
3. 第2条（1）に該当する法人又は団体が総会へ参加し議決権を行使する場合には、法人代表会員が行うものとする。ただし、法人代表会員自らが行うことができない場合には、委任状をもって法人代表会員が指定するその法人又は団体に属する者に代理出席又は代行をさせることができる。
4. 法人又は団体である会員は、その法人に合併等が発生した場合には研究会に申し出なければならない。
5. 前項による合併等によってその権利義務を継承する新たな法人又は団体は、会員としての資格・権利義務を継承するものとする。この場合には、理事会は必要な資料の提出を求めることがある。

(権利・義務の始期)

第7条 会員としての権利は、第3条の年会費の納入が完了し、事務局より会員の登録が完了した旨の通知を行った時より発生するものとする。

(会員譲渡の禁止)

第8条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の行為はできないものとする。

(秘密保持契約と目的外利用の禁止)

第9条 会員は当研究会の開催する会議及び分科会等において、研究会のデータを基に研究目的あるいは商業目的に研究等を行う場合は、別途定める秘密保持契約を研究会並びに参加する

会員との間で取り交わすこととする。

また、発生する成果物の取り扱いについては、研究会と協議をすることとし、合意のないまま私的利用若しくは販売、公表等の行為をできないこととする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号に該当するときは、資格を喪失するものとする。

- (1) 研究会に所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である企業、法人、団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。
 2. 前項の規則により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(損害賠償)

第13条 会員が、本規則に反し、又はそれに類する行為によって研究会が損害を受けた場合、当該会員に対し損害の賠償を請求する場合がある。

(会費の返還)

第14条 定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した年会費は一切返還しない。

(再入会)

第15条 第12条により資格を喪失した者が再入会を希望し、理事会が再入会を認めたときは、再入会が認められる。

2. 再入会に際しては、所定の年会費を改めて納入しなければならない。

(会費)

第16条 会員種別ごとの年会費は以下のとおりとする

会員の種別	年会費
正会員（個人）	12,000 円
正会員（法人・団体）	360,000 円
特別会員（個人）	会費無し
特別会員（法人・団体）	会費無し
一般会員（個人）	5,000 円
一般会員（法人・団体）	120,000 円
賛助会員（個人）	300,000 円
賛助会員（法人・団体）	1,000,000 円

2. 入会時に納付すべき年会費は、入会承認後、2ヶ月以内に納付を完了しなければならない。
3. 当該年度の10月以降において入会申し込みを行った者は、納付する初年度の年会費の額は、第1項にかかわらず年会費の半額とする。
4. 2年目以降の次年度への会員継続と年会費納付手続きは、毎年度末の3月31日までに完了するものとする。
5. 会員規則及び会費は、理事会の承認を経て、改定することができるものとする。

附則

この規則は、平成24年4月5日から実施する。